平成21年度 国際小委員会の審議の経過について

平成22年1月27日

1. はじめに

今期(平成 21 年度)の文化審議会著作権分科会の第1回国際小委員会において、今期の本委員会では前期の審議に基づき、以下の課題について検討を行うこととされた。

- (1) 国際裁判管轄及び準拠法に関する国際ルール形成の在り方
- (2) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方
- (3) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方
- (4) 知財と開発問題、フォークロア問題への対応の在り方

このうち、特に(1)については、知的財産制度のみならず、国際私法の側面からの 専門的かつ詳細な検討が必要となるため、ワーキングチームにおいて検討を行い、(2) ~(4)については、国際的な議論の動向や国内における調査等に基づき審議を行った。

2. 審議の状況

(1) 国際裁判管轄及び準拠法に関する国際ルール形成の在り方

著作権の利用及び侵害が国境を越えて行われるケースが急増する中で、著作権に関する訴えの国際裁判管轄及び準拠法に関する世界的な決定ルールの不存在が、権利執行や円滑な利用の障壁となりつつあるとの問題意識の下、国際裁判管轄及び準拠法に関する国際ルールの在り方について検討を行った。具体的には、2009 年 4 月、文化審議会著作権分科会国際小委員会の下に、国際裁判管轄・準拠法ワーキングチームを設置し、検討を開始した。本WTは計 11 回開催され、国際裁判管轄については、同年4月から審議し、第2回国際小委員会(同年8月)に中間報告を行った後、準拠法についての議論を9月から行い、第3回国際小委員会(平成22年1月)においてワーキングチームの報告書としてとりまとめた(報告書は文化庁のホームページに掲載)。

【報告書の主な内容】

報告書においては、事例を想定し、欧米の判例及び国内外におけるルール策定提 案等の収集・整理を行った上で、検討を行った。主な内容は以下の通り。

(1) 国際裁判管轄について

①インターネット上の著作権侵害に関する訴えにおいて、管轄原因となる「不法 行為地」をどのように考えるべきか。

加害行為地としては、サーバー所在地、アップロード行為地、被疑行為を行った者の事業所所在地といった説があることが紹介されたが、WTとして一定の結論には至っていない。結果発生地については、受信地とみる意見が多数であったが、各国による(公衆送信権を公衆に受信させる権利としていれば受信地、送信させる権利としていれば送信地)という意見もあり、意見がわかれた。

②著作権に関する訴えを専属管轄とすべきか。

当事者の自治の尊重等、専属管轄とすべきではないとする意見と、各国の著作権制度は文化産業政策に影響しているため、他国の裁判所が判断可能となることは好ましくない等の理由により、専属管轄とすべきとする意見に分かれ、一致しなかった。

(2) 準拠法について

①著作権の原始的帰属

最初の権利の帰属は、各国の文化産業政策と密接に関係しており、ベルヌ条約の解釈として自然であることから、保護国法を準拠法とすべきとの意見が多かった。

②著作権の譲渡契約等 (一般の契約と同様に扱えるか)

著作権の移転可能性や対抗要件などの物権的側面については、保護国法を準拠法とすることで意見が一致した(その他の債権的側面については、一般の契約の解釈と同様とする)。

③著作権侵害(ユビキタス侵害)

著作権侵害については、差止請求権・損害賠償請求権の双方を保護国法とする意見、双方を結果発生地法とする意見、差止請求権は保護国法・損害賠償請求権は結果発生地法とする意見に分かれた。また、ユビキタス侵害については、特別ルールを設定するかどうかという点も意見が分かれ、設定する場合においては、侵害発生地の所在をどう見るか、という点について意見が分かれた。

(2) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方

海賊版対策は、これまで知財制度が未整備で保護意識が低い地域に対して重点的に講じてきたが、インターネットの普及に伴う侵害のスピード化と規模拡大に伴い被害が深刻化している。また、侵害者がネット上でコミュニティを形成し、国境を越えて侵害対策の緩いサイトを渡り歩く現象が発生しているなど、実効性確保が困難となっている。本件につき、文化庁で行われている「インターネット上の著作権侵害対策に関する調査」の状況につき第2回国際小委員会において事務局より報告がなされた。また、第3回国

際小委員会において、事務局より、2009年に行われた二国間協議等(日中、日韓、日台)において、インターネット上の著作権侵害対策は共通の重要課題であることが共有された旨、紹介があった。今後も、インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方につき検討することが必要である。

(3) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方

権利制限と例外、インターネット上における視聴覚実演や放送機関の保護に向けた条約に関する議論がWIPOで進められている。第2回及び第3回の国際小委員会において、WIPOの著作権等常設委員会(SCCR)における議論の進捗状況が報告された。特に、権利制限と例外については、視覚障害者向けの条約案の提案に関する議論等により、次回のSCCR会合の前に、非公式会合の開催が想定されており、また、視聴覚実演条約については、次回のSCCR会合の前に非公式会合が開催される可能性があるなど、具体的な進展が見込まれており、引き続き、日本としての対応のあり方の検討が必要である。

(4) 知財と開発問題、フォークロア問題への対応の在り方

先進国・途上国間で意見に隔たりが見られる状況下において、相互に合意可能な方策 又は相互理解を深める方策について、WIPOの開発と知的財産に関する委員会(CDIP)及び遺伝資源・伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会(IGC)で 議論がなされており、2009年の会合結果につき、第2回及び第3回の国際小委員会 において報告がなされた。フォークロアについてはIGCでの議論が具体的に進みつつ あり、今後も、日本としての対応のあり方を検討することが必要である。

3. おわりに

今期の国際小委員会では、上記のように、(1)の国際裁判管轄及び準拠法に関する国際ルール形成の在り方については、ワーキングチームにおいて、欧米の判例及び国内外のルール形成動向を踏まえつつ議論を行い、報告書としてとりまとめることが出来た。

国境を越えた著作権の保護、利用の円滑化には、国際裁判管轄・準拠法決定ルールの 国際的な統一に加えて、海賊版対策等、様々な対応が必要である。

また、著作権をめぐるWIPOにおける議論については、視覚障害者向けの権利制限 と例外に関する議論、視聴覚実演条約に関する議論に動きが見られ、また、フォークロ アについても議論が進展しつつある等、新たな検討が具体化している分野があり、引き 続き我が国の対応の在り方を検討していくことが必要である。

4. 開催状況

- 第1回 平成21年4月20日
 - (1) 主査の選任等について
 - (2) 今期の国際小委員会の進め方について
 - (3) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方について
 - (4) その他
- 第2回 平成21年8月21日
 - (1) 国際裁判管轄・準拠法ワーキングチームにおける審議経過
 - (2) インターネット上の著作権侵害対策に関する調査業務の実施について
 - (3) WIPO等における最近の動向について
 - (4) その他
- 第3回 平成22年1月18日
 - (1) 国際裁判管轄・準拠法ワーキングチーム報告について
 - (2) WIPOにおける最近の動向について
 - (3) その他

5. 委員名簿					
	池	田	朋	之	社団法人日本民間放送連盟知的所有権対策委員会
					I PR専門部会法制部会主査
	石	井	亮	亚	日本放送協会ライツ・アーカイブスセンター業務主幹
	上	野	達	弘	立教大学法学部准教授
	上	原	伸		国士舘大学大学院総合知的財産法学研究科客員教授
	小	原	正	幸	社団法人日本音楽著作権協会常任理事
	久伊	2田		裕	社団法人コンピュータソフトウエア著作権協会専務理事,事務局長
	後	藤	健	郎	社団法人日本映像ソフト協会理事、事務局長
	鈴	木	將	文	名古屋大学大学院法学研究科教授
主査代理	大	楽	光	江	北陸大学未来創造学部教授
	高	杉	健	<u> </u>	社団法人日本レコード協会事務局長
主査	道垣内		正	人	早稲田大学大学院法務研究科教授,弁護士
	中村		伊知哉		慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
	前	田	哲	男	弁護士
	増	Щ		周	社団法人日本芸能実演家団体協議会
					実演家著作隣接権センター事務局次長
	Щ	本	隆	司	弁護士

(以上15名)